

埼玉県報

第 2762 号 平成 28 年(2016 年) 1 月 8 日 金曜日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(県央地域振興センター)
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示(高齢者福祉課)
- 介護保険法に基づく指定の効力の停止処分に係る公示(高齢者福祉課)
- 介護保険法に基づく指定の効力の停止処分に係る公示(高齢者福祉課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 蕨都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- さいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- O さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画 課)
- 本庄都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- Q 県道南古谷停車場線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

	正誤
0	埼玉県教育委員会規則第 27 号中訂正 (教委・総務課)
<u> </u>	

埼玉県告示第三十六号

出さ る。 定 款 れ 定非営利活動 の変更の認 たの で、 同条第五 証を受けようと 促進法 項に 伞 成 お + 11 す の特定非常 て 年法 準 律第七 用す 営 る 同法 利活 第二十 第十 動法 条第二項 人 五 カュ 条第四 6 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 項 と お \mathcal{O} 規定に に り ょ 申 請 り 公告 書 ょ 「 が 提 り す

並 民生活部共助社 及 び翌事 び な saitamaken-npo. にイ お、 業年 ン 当 ター 該 度 申 ネ 会づ \mathcal{O} 請 事 ツ に net/))業計 係る \vdash < . り 課 を利用す 変更後 画 及び 及 に び より 埼玉県· る 活 \mathcal{O} 方 動予算書を 定 縦覧に供する。 法 款 南部 並 (埼 玉 び 地 に当該定 県 域 N 振 申 - 請書を 興セ Ρ 款 Ο 情 ン \mathcal{O} 受 報 タ 変 理 更 ス テ に L \mathcal{O} お た 日 シ 11 日 \mathcal{O} て備 彐 か 属 ら二月 す え置 る事 (http://w 業年 間 方法

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定 非 営 利 活 動 法 人 Α r е a Ρ r О d u С е S У S t е m

三 代表者の氏名

植杉 勝紀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝五丁目十二番二十号大桐ビル一階

五 定款に記載された目的

 \mathcal{O} れ 実現に に関わ (変更 寄与 る雇 前 この 用 すること \mathcal{O} 促 法 進 人 を目的 は、 安定を目 地 とす 域 に る。 指す お け 事 る 業を行 保 育 教育 な 11 \mathcal{O} 促進 文化 およ 的 で活 び 力 向 あ 上 る 地 ま 域 た 社 そ 会

わ 及 \mathcal{O} 地域 る雇用 び安全安心 (変更後) 活 動 \mathcal{O} \mathcal{O} 促 ۲ 促 進 な社会づ 進 \mathcal{O} 安定を目 法 人 支援を行な くり は、 地域に 指す事業を行な \mathcal{O} 実現に寄与することを目的とする うこと おけ で、 る 保 児童と高 育 11 教育の また、 齢 [者を結 促 介護予防 進 お ょ んだ包括的 を主と び 向 上 地 た そ 域社 高 n 齢 に 者 関

埼玉県告示第三十七号

出さ 定款 る。 特定非営利活動促進法 の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次 れたので、 同条第五項に (平成十年法律第七号) お ** \ て準用する同法第十条第二項の 第二十五条第四 \mathcal{O} とお 項 規定により公告す の規定に り申請 書が提 ょ り、

にイ aitamaken-npo.net/)) 活 部共助社会づ な お、 ンタ ハーネッ 当 該 申 トを利用する方法 請 くり課及び埼玉県東部地域振 に係る変更後 により縦覧に供する。 \mathcal{O} 定款 (埼玉県N を、 申 興 請 PO情報ス セ 書を受理 ン ター テ 12 L た お V 日 シ 彐 て備え置 カゝ 5 二月 (http://www.s く方 間、 法 県 並 民 生 U

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

一 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人たすけあい公

(変更後) 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ

三 代表者の氏名

篠原 悦子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市吉川六百四十八番地

五 定款に記載された目的

こ の 法 人は、 高齢 者 障 が V 者 市 民に対 Ļ 福祉支援事業を行 V 市 民共助

による福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三十八号

出さ る。 定 款 特定非営利活動促進法 れ の変更の認証を受けようとする特定非営 たので、 同条第五項に (平成十 お 11 年法律第七号) て準用す る 同法 利活動法人 第二十五条第四 第十条第二項 から次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 項 と お \mathcal{O} 規定に によ り申 り 請 公告す 書が提 ょ り、

法並 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センタ 及 http://www.saitamaken-npo.net/)) び翌事業年度の な お、 びに 当 イ 該 ン 申 ター 請 事業計 に係る ネ ツ 変更後 \vdash 画書及び活動予算書を、 を 利 用 \mathcal{O} 定款並 す により縦覧に供する。 る 方法 びに当該 (埼玉県N 申 定 款 請書を受理 \mathcal{O} Ρ 変 更 Ο \mathcal{O} に 日 報 お た \mathcal{O} ス 11 日 属 テ て か す '備え <u>ら</u> 二 る事 ション 置く方 業年 月 間、

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十二日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルハウス

三 代表者の氏名

平井 一光

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市須ケ谷一丁目八十七番地

五 定款に記載された目的

する。 を図り む ため この \mathcal{O} 法 人は、 誰 もが健やか 祉 サ 障害者や高齢 E ス 事業、 に暮らすことの 介 者 護 12 サ 対 L Ľ て、 できる社会の実現に寄与することを目的と ス 住み慣 事業を行い、 れ た 環境 地域と社会 で、 自 1 \mathcal{O} L た生 福祉 \mathcal{O} 活 増進 を 営

埼玉県告示第三十九号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次のと おり申 第十条第一 請書が提 項 の 出され 規定により、 たので、 特定 同

http://www.saitamaken-npo.net/)) 並 民 び び 生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理 なお、 にイ 当該申請に係る定款、 ンタ ネ ツ \vdash を 利 用 役員名簿、 す る により縦覧に供する。 方法 設立趣旨書並 (埼玉 県 Ν Р び Ο に . 設 立 した 情 に お 報 日から二月間、 当 11 ス 初 て備え置 テ \mathcal{O} 事業年度及 シ 彐 ら方法 県

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人包括球学術集会

三 代表者の氏名

吉岡 正道

四 主たる事務所の所在地

埼玉県桶川市北一丁目八番十三号

五 定款に記載された目的

こ の 法人は、日 本に住ん で 11 る 人々および、 世界の 人々 に対し て、 学術、 文化、

芸術又は スポ ・ツの振 興を図る事業を行 い 国際協力に寄与することを目的とす

る。

埼玉県告示第四十号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次 のと おり 第十条第一 申 請書が 項 提 \mathcal{O} 出され 規定によ たの り、 で、 特定 同

http://www.saitamaken-npo.net/)) 並 民 U び 生活部共助社会づ 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 にイ 当該申請に係る定款、 ンタ ネ くり課及び埼玉県県央地域振興セン ツ \vdash を 利 用 役員名簿、 す る により縦覧に供する。 方法 設立趣旨書並 (埼玉 申請書を受理 県 Ν Р タ CK Ο に した に 設 お 1 報 当 日 11 ス て備え置 から二月間、 初 テ \mathcal{O} 事業年度 シ 彐 ら方法 県 及

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MIKATA

三 代表者の氏名

江原 義明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市上平中央三丁目二十五番地

五 定款に記載された目的

生活全般に対する支援を行 この 法人は、 上尾市 及び V) 近隣 福 市 祉 町 の増進に寄与することを目的とする。 村 \mathcal{O} 高 齢 者や障害者等の 社会的弱者 に対

埼玉県告示第四十一号

て準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みど付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項においさいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送 り自然課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第四十二号

たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第四十三号

規定により指定を取り消したので、 公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項第四号及び第六号の 同法第七十八条第三号の規定により次のとおり

平成二十八年一 月 八

日

埼玉県知 事 上 田 清 司

事業者の名称

株式会社アクティ ・ヴワン

事業者の主たる事務所の所在地

東京都板橋区中丸町九番一号

 \equiv 事業所の名称

デイサービスらく楽上尾

兀 事業所の所在地

埼玉県上尾市川一丁目二十九番地十六

五. 介護保険事業所番号

一七一六〇一 四 八 五

六 サービスの種類

通所介護

七 指定取消年月日

平成二十七年十二月二十二日

八 指定取消の効力発生日

平成二十八年二月一日

埼玉県告示第四十四号

規定により指定の全部の効力を停止したので、 のとおり公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項第四号及び第六号の 同法第七十八条第三号の規定により

平成二十八年一月八 日 次

埼玉県知事 上 田 清 司

事業者の名称

株式会社アクティ ・ヴワン

事業者の主たる事務所の所在地

東京都板橋区中丸町九番 一号

 \equiv 事業所の名称

デイサービスらく楽鴻巣

兀 事業所の所在地

埼玉県鴻巣市箕田三千八百十 一番地三

五. 介護保険事業所番号

一七一七〇〇九一五

六 サービスの種類

通所介護

七 効力の停止期間

平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日まで

埼玉県告示第四十五号

公示する。 指定の一部の効力を停止したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項第六号の規定によ 同法第七十八条第三号の規定により 次のとおり り

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一事業者の名称

株式会社アクティヴワン

| 事業者の主たる事務所の所在地

東京都板橋区中丸町九番一号

三 事業所の名称

デイサービスらく楽桶川

四 事業所の所在地

埼玉県桶川市泉二丁目十五番二十三号

五 介護保険事業所番号

一一七五二〇〇七四八

六 サービスの種類

通所介護

七 効力の停止の内容

新規利用者の受入れの停止

八 効力の停止期間

平成二十八年二月一日から平成二十八年四月三十日まで

埼玉県告示第四十六号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要につ 大規模小売店舗立地法 いて、 (平成十年法律第九 同条第三項の 規定により公告し、 十一号) 第八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十八年一月八

日

埼玉 一県知 上 田 清 司

意見の 概要

1 大規模小売店舗 の名称及び 所在 地

ヤオ コー 熊谷箱田 店

埼玉 一県熊 谷市箱田 _ 丁 目六 百九 十 五. 番

口 大規模小売店舗立 地 法 第 八条第 項 0 規定による市 町村の 意見 \mathcal{O} 概要

(1)グ 配 慮をお願 住宅地が隣接し ・スト ップ 11 を L ます。 励行 てい また、 ることから、 発生苦情に対 荷捌 き車両停車中及び 操業の しては誠実に対応してく 時間等、 騒音発 駐車場では、 生に 、ださい 9 アイ いて十分な - ドリン

(2)店 舗 から排出される廃棄物につい ては、 分別を徹底して、 適正な処理をお

願 11 ます。

縦覧期間

平成二十 八 年 月 八 日 から平成二十八年二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉 県産業労働部 商 業 • サ ピ ス産業支援課

埼玉県北部地域振興セ ン タ

埼玉県告示第四十七号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条におい 測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた て準用する同法

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

入間市

二作業種類

公共測量 (二級基準点測量、三級水準測量)

三 作業地域

入間市高倉五丁目、小谷田三丁目、宮寺地内

四作業期間

平成二十八年一 月 兀 日から平成二十八年三月二十五日まで

埼玉県告示第四十八号

準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 通知を受けたので、 測量計画機関である杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 : 画機関

杉戸県土整備事務所

 \equiv

作業種類

 \equiv

作業地域

公共測量 (三級基準点測量)

兀 作業期間

久喜市、幸手市、 蓮田市、 白岡市、 杉戸町、 宮代町

平成二十七年七月二十三日から平成二十七年十二月十八日まで

埼玉県告示第四十九号

三十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十七年埼玉県告示第七百五十号で公示した公共測量は、平成二十七年十月 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清

司

一測量計画機関

越谷市

二作業種類

公共測量 (空中写真撮影、検証点測量)

三 作業地域

越谷市全域

作業期間

兀

平成二十七年十二月十日から平成二十八年三月十八日まで

埼玉県告示第五十一号

二月十四日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十七年埼玉県告示第七百四十九号で公示した公共測量は、平成二十七年十 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十二号

条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十蕨市から蕨都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十三号

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用すさいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受け 課において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十四号

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用すさいたま市からさいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受け 課において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十五号

整備部都市計画課において縦覧に供する。 において準用する同法第二十条第二項の規定により、 において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項 さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十六号

供する。 二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に 法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第蕨市から蕨都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十七号

条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十本庄市から本庄都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十八号

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十蕨市から蕨都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 覧に供する。 条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦

平成二十八年一月八日

埼玉県告示第五十九号

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用すさいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受け 課において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、

平成二十八年一月八日

示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十八年一月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚 孝

南古谷停車場	路線
線	名
る。) 関係図面に表示する部分に限に地先から同市大字並木字中田二四一番二地先から同市大字並木字中田二四一番二川越市大字並木字中田二四一番二三	供用開始の区間
平成二十八年一月八日	供用開始の期日
延長四・九〇メートル 延長四・九〇メートル 延長四・九〇メートル 延長四・九〇メートル	備考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十六年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十八年一月五日

川建セ第二七〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字ヒジリ塚百六十二番 \mathcal{O}

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字小堤九百十番地三十−一○□

式会社 愛和住販 代表取締役 菅野 智浩

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十七年十二月九日

指令越建セ第二七〇〇〇七二号

二 検査済証番号

平成二十八年一月四日

越建セ第四○七─一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百六十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場千三百七十六番地七 グランデージ三武里三〇三

町田 和人

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年一月八日

埼玉県教育委員会委員長 髙 木 康 夫

日時

平成二十八年一月十四日 午前十時

ř

 \equiv

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三議題

当面する教育関係諸問題について

正誤

号)中訂正 埼玉県教育委員会規則第二十七号(平成二十七年十二月二十五日第二千七百六十

ページ 行

一から二

Ī

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県教

育委員会規則第十五号)の一部を改正する規則

正

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則